

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第56期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社東京カソード研究所
【英訳名】	TOKYO CATHODE LABORATORY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大久保 尚武
【本店の所在の場所】	東京都板橋区板橋一丁目10番14号 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記最寄りの連絡場所において行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区板橋一丁目49番1号
【電話番号】	（03）3962-8311
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 川上 栄伸
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第56期 第3四半期連結 累計期間	第56期 第3四半期連結 会計期間	第55期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(千円)	9,942,507	2,633,681	15,155,663
経常損益(千円)	625,233	445,065	793,808
四半期(当期)純損益(千円)	1,616,675	1,401,149	165,120
純資産額(千円)	-	6,889,005	8,688,995
総資産額(千円)	-	15,009,596	17,948,843
1株当たり純資産額(円)	-	1,207.41	1,523.46
1株当たり四半期(当期)純損益 金額(円)	283.46	245.67	28.95
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	27.09
自己資本比率(%)	-	45.9	48.4
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	335,988	-	1,124,287
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	314,106	-	566,730
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	83,949	-	162,426
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	1,496,337	1,590,084
従業員数(人)	-	804	836

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第56期第3四半期連結累計期間及び第56期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

なお、第1四半期連結会計期間より事業の種類別セグメントを変更しております。変更内容については、「第5経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」に記載のとおりであります。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	804(113)
---------	----------

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外からの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	249(51)
---------	---------

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

第1四半期連結会計期間より事業の種類別セグメントを変更しております。

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
電子部品事業(千円)	318,957
プローブカード事業(千円)	666,105
A T E 事業(千円)	580,272
O V I S 事業(千円)	20,293
合計(千円)	1,585,629

- (注) 1. 金額は製造原価によっております。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
電子部品事業	527,511	179,802
プローブカード事業	977,182	209,478
A T E 事業	84,698	2,231,277
O V I S 事業	16,855	389,450
合計	1,606,246	3,010,008

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
電子部品事業(千円)	645,381
プローブカード事業(千円)	1,084,579
A T E 事業(千円)	887,515
O V I S 事業(千円)	16,205
合計(千円)	2,633,681

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。  
2. 当第3四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
シャープ(株)	349,411	13.3
N E C エレクトロニクス(株)	311,377	11.8
L G ジャパン(株)	280,000	10.6

3. 上記の金額には消費税は含まれておりません。

## 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）が判断したものであります。

### (1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、世界的な金融市場の混乱を受け、世界経済が一段と減速するなか、未曾有の経済危機に陥り、内外需とも急激に悪化し、円高・株安を背景に、企業の設備投資の先送りや雇用情勢を含め、景気がさらに厳しい状況となり、先行きの不透明感が一段と強くなってまいりました。

電気・電子業界におきましても、世界的な消費低迷を受け、液晶パネルの価格が大きく下落し、価格競争が一段と激しくなってきました。また、パネル需給も厳しくなっていることから、生産調整に入り、需要減退が鮮明な状況となりました。

このような状況のもと、当社グループは、収益の改善を図るため、原価低減や残業代削減のための業務の見直し、その他経費削減施策を打ち出して実行しておりますが、電子部品事業におきまして、モリブデン電極関連の受注が落ち込みにより、売上が計画より大きく減少し、プローブカード事業におきましては、市場の急激な減速の影響を受け販売が低迷いたしました。O V I S事業におきましては、世界的な液晶パネル供給過剰による投資削減の影響を受けて売上が伸びず、グループ全体で大きな損失を計上する形となりました。

この結果、当第3四半期連結会計期間における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の経営成績につきましては、売上高は2,633百万円、営業損失は422百万円、経常損失は445百万円、無形固定資産除却損184百万円など特別損失を計上し、また法人税等調整額（損）736百万円を計上したことにより、第3四半期純損失として1,401百万円を計上することとなりました。

事業の種類別セグメントの業績とその要因は次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より事業の種類別セグメントを変更しております。

#### 電子部品事業

主力のモリブデン電極および溶接品につきましては、急激な需要減速の影響を受けて、パネルメーカーが相次いで減産を決定し、その結果、受注が落ち込み、売上が大きく減少いたしました。半導体部品につきましては、半導体メーカーの生産調整やアルミ製品の価格下落の影響を受けましたが、計画通りに推移いたしました。この事業の売上高は645百万円、営業損失は196百万円となりました。

#### プローブカード事業

急激な景気減速で、デジタル家電、P C、携帯電話、カーエレクトロニクスなどの需要が大きく減退し、半導体市場が一気に悪化し、半導体メーカーでは稼働率を下げ減産などで対応しております。そのため、プローブカードも発注見合せなどの影響を受け、売上高が大きく減少いたしました。この事業の売上高は1,084百万円、営業損失は54百万円となりました。

#### A T E事業

主力製品のL C Dオープン・ショート検査システムが売上に貢献いたしました。取引先の納入延期の影響を受けることとなりましたが、利益を確保することができました。台湾および韓国メーカーの投資延期によるリスクはあるものの、当期の受注状況は好調に推移しております。この事業の売上高は887百万円、営業利益は134百万円となりました。

#### O V I S事業

L C D市場低迷による生産ラインの稼働調整、設備投資計画の延期や計画そのものがなくなった影響を受け、売上が伸びませんでした。この事業の売上高は16百万円、営業損失は97百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 日本

日本におきまして、電子部品事業は、急激な需要減速の影響を受けて、パネルメーカーが相次いで減産を決定した結果、売上が減少し、前期に計上した利益を大きく減少させました。また、プローブカード事業におきましても、半導体市場が急速に悪化した影響を受け、販売が低迷いたしました。

この結果、売上高は2,398百万円、営業損失は215百万円となりました。

#### アジア

アジアにおきましては、米国の金融危機の影響を受け、米系海外半導体企業の生産見直し、縮小が鮮明になり、その影響が徐々に大きくなってまいりましたが、受注減とはならず売上高は順調に推移いたしました。

この結果、売上高は235百万円、営業利益は7百万円となりました。

### (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第2四半期連結会計期間末の1,349百万円に比べ146百万円増加し、1,496百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において営業活動の結果支出した資金は、162百万円となりました。これは主に、売上債権の減少額1,076百万円、減価償却費144百万円等の収入要因があったものの、税金等調整前四半期純損失706百万円、仕入債務の減少額1,095百万円、たな卸資産の増加額188百万円等による支出要因があったことによるものであります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において投資活動の結果支出した資金は、85百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出31百万円等の支出要因があったことによるものであります。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において財務活動の結果得られた資金は、419百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出42百万円の支出要因があったものの、短期借入金の純増加額による収入490百万円の収入要因があったことによるものであります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、平成19年3月30日開催の取締役会において、「株式の大量取得を目的とする買付けに対する当社の基本的な考え方」を決議いたしました。平成20年5月13日開催の当社取締役会における決議及び平成20年6月25日開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認による、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入に伴い、当社の株式会社の支配に関する基本方針を改定いたしました。

#### 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社が企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、長年にわたり蓄積された素材の基礎研究と加工技術、製品を作り上げる中で育まれた信頼関係、常にニーズを先取りし挑戦する独創的技術の研究開発力、並びに優秀な人材の確保及び高度な技術力を育む体制の4点に集約されます。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、これらの当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

#### 基本方針実現のための取組み

##### (イ) 基本方針の実現に資する特別な取組み

##### （企業価値向上のための取組み）

当社は創業以来、「全員一致協力により最良の製品を世に出して、最大ではなく最良の会社 - Good Company - を目指す」を経営理念に掲げて、上記企業価値の源泉をもとに事業展開を推進し、発展してまいりました。

さらに、昨年10月には各事業のそれぞれの社員に対する社内教育プログラムを導入しております。これにより、『全員一致協力』して『最良の製品』を生み出すための当社の理想像を創り上げて『最良の会社』を目指すことは、企業価値・株主共同の利益の向上に大きく貢献するものと確信しております。

今後、時代の変革がますます加速されていく中で、当社は研究開発型企業の利点を活かしつつ、半導体分野とディスプレイ分野を両軸にさらなる研鑽を続け、お客様との強固な信頼関係を築いてまいります。

このために当社は、確実な成長を実現するための基軸として、当社内における経営指針として、平成20年度から平成22年度に係る中期3ヵ年経営計画『ネクストステージ』を策定しております。

当社はこの中期3ヵ年経営計画の基本方針として、電子部品事業においては半導体部品での新たな核となるビジネスの進出を進め、プローブカード事業においては生産効率と新開発品の投入による海外及び国内の新市場開拓を行い、装置事業においては今年度よりA T E事業部、O V I S事業部に分離するなどし、それぞれが互いの特色を生かした分野に集中して収益の確実な黒字化を目指しております。そして具体的には、利益確保と資本効率の向上を図るべく、営業利益率10%及び株主資本利益率8%を実現することを目標に据えております。

中期3ヵ年経営計画における上記諸施策への積極的な取組みを足がかりに、当社は『最良の会社』へのステップを踏みしめつつ、さらに企業価値を向上させてまいります。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

当社においては、独立性のある社外監査役を含む監査役会が定例的に開催されるとともに、監査役は取締役会のみならず経営会議や重要な会議に出席し、必要に応じ取締役会に対する意見を述べ、業務執行を監督するとともにコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

これに加えて当社は、第55期事業年度に係る定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、独立性のある社外取締役1名を選任いたしました。これにより、当社の経営の透明性をより高いものとしたします。さらに当社は、昨年度より導入した内部統制システムの基本方針を定め、役職員等に対するコンプライアンス遵守に関する教育を実施し、内部統制の強化を図っております。

(ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

前述のとおり、当社は、平成20年5月13日開催の当社取締役会における決議及び平成20年6月25日開催の本定時株主総会における株主の皆様のご承認により、本プランを導入いたしました。

本プランによる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容は、以下のとおりです。

(i) 本プランの目的

本プランは、当社株式の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(ii) 対象となる買付等

本プランは、以下の 又は に該当する買付もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(iii) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当該買付等に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により日本語にて提出していただきます。なお、独立委員会は、提出された情報が不十分であると判断した場合には、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上で、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、経営成績（法令違反を行ったり、法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等を含みます。）その他の経理の状況、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）

買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）

買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）

買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意（締結日、相手方及びその具体的内容を含みます。）、並びに、買付者等による当社の株券等の取得又は譲渡に関する事項（時期、数、価額、方法、相対売買の場合の相手方を含みます。）

買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

買付等の後における当社の株主、当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針

当社の他の株主との間の利益相反が生じうる施策を行うことを予定している場合には、当該利益相反を回避するための具体的方策

その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

(iv) 独立委員会による検討・勧告等

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案等の提出を求めます。

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会からの情報等の提供がなされたと認めた場合、情報等の受領から原則として60日間が経過するまで（但し、下記のとおり独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）に、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提示する代替案（もしあれば）の検討等、当該買付者等との協議・交渉等を行います。

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、所定の手続に従い当社取締役会に対する勧告等を行います。独立委員会は、買付者等による買付等が下記(vi)に定める要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権（下記(vii)に定義されます。以下同じ。）の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います（但し、中止等を行う場合もあります。）。他方、独立委員会は、買付等が下記(vi)に定める要件のいずれにも該当しない、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行い、また、独立委員会検討期間終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、合理的な範囲内（但し、原則として30日を越えないものとします。）で独立委員会検討期間を延長することができます。

(v) 取締役会の決議 / 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。但し、当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施に際して、独立委員会における手続に加えて、買付者等による買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、実務上適切であると判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができます。株主意思確認総会が開催された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うか、株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(vi) 本新株予約権無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、当社取締役会又は株主意思確認総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合

(e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供しない買付等である場合

(f) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

(g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社のブランド力、企業文化又は当社の従業員等との関係を損なうことなどにより、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(vii) 本新株予約権の概要

本プランにおいて無償割当てを行う新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、その数につき割当期日における当社の最終の発行済株式総数（但し、自己株式の数を除きます。）と同数とし、また、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てられます。本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。また、本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭、当該出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。その行使期間は、本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で定める期間です。

また、(a)当社が発行者である株券等の保有者で当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、(b)その共同保有者、(c)公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、(d)その特別関係者、もしくは(e)上記(a)から(d)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は(f)(a)から(e)に該当する者の関連者（以下(a)から(f)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも本新株予約権を無償取得することができると共に、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます（複数回取得することも可能です。）。

(viii) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会最終後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

(ix) 株主に対する影響

本プラン導入後であっても、本新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、本新株予約権無償割当てが実施された場合、割当期日の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が本新株予約権の行使にかかる手続を経なければその保有する当社株式が希釈化される場合があります。但し、当社が当社株式を対価として本新株予約権の取得を行った場合、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(イ) 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記（イ）の取組み）について

当社の中期経営計画、コーポレートガバナンスの強化等の各施策は、上記（イ）記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記（ロ）の取組み）について

本プランは、上記（ロ）記載のとおり、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランについては、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則の要件を完全に充足していること、本定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、本プランの有効期間が1年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること、その内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、独立性のある社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### (4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、203,287千円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

#### (5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

世界的な消費低迷を受け、液晶パネルの価格が大きく下落し、価格競争が一段と激しくなっておりまいりました。また、パネル需給も厳しくなっていることから、生産調整に入り、需要減退が鮮明な状況となりました。

電子部品事業におきまして、主力のモリブデン電極および溶接品は、急激な需要減速の影響を受けて、パネルメーカーが相次いで減産を決定し、電極関連の受注が激減し売上高、営業利益、経常利益が予想を大きく下回る見通しであります。

プローブカード事業におきましては、急激な景気減速で、デジタル家電、PC、携帯電話、カーエレクトロニクスなどの需要が大きく減退し、半導体市場が一気に悪化し、半導体メーカーにおきましては、稼働率を下げ減産などで対応しております。そのためプローブカードも発注見合せなどの影響を受け、売上高、営業利益、経常利益が予想を下回る見通しであります。

A T E 事業におきましては、主力製品のLCDオープン・ショート検査システムが、台湾および韓国メーカーの来期への投資延期により売上高、営業利益、経常利益が予想を下回る見通しであります。

O V I S 事業におきましては、LCD市場低迷による生産ラインの稼働調整、設備投資計画の延期や計画そのものがなくなった影響を受け、売上高、営業利益、経常利益が予想を下回る見通しであります。

当社グループにおける当期純利益は、固定資産除却損や繰延税金資産の取崩しによる法人税等調整額（損）の計上により、予想を大幅に下回る見通しであります。

また、当期の業績見通しを踏まえて、繰延税金資産の回収の可能性の判断に関する監査上の取扱い（監査委員会報告第66号）に従い、繰延税金資産の回収の可能性を慎重に見直し、回収が見込める部分を除いて取り崩した結果、法人税等調整額（税金費用）を736百万円計上することになりました。

今後も当社グループは、「半導体とディスプレイ分野を両輪として、エレクトロニクス社会に貢献する。」を事業目的として、独創的な新製品開発に注力し、業績向上に邁進する所存であります。

#### (6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第3四半期における総資産は、主として、未収入金等が増加し受取手形及び売掛金等が減少したことにより、前連結会計年度末に比べ2,939百万円減少し15,009百万円となりました。負債は、短期借入金、長期借入金等が増加し、支払手形及び買掛金、一年以内償還予定社債、未払法人税等などが減少したことにより、前連結会計年度末に比べ1,139百万円減少し8,120百万円となりました。前連結会計年度末の純資産合計は8,688百万円であり、当第3四半期末の純資産は、6,889百万円となり、自己資本比率は45.9%となりました。

#### (7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づく最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、ここ数年のビジネス環境の変化を鑑みますと、当社グループを取り巻く電気・電子業界は、デジタル家電やIT戦略商品の競争激化は予断を許さず、価格面においても消費者要求に即応していくと思われます。

当社グループにおきましても、国内・海外グループ会社一貫生産体制を強力に推進させ、コスト低減による収益力の向上を図り、また、社内の業務サイクルの効率化策を再構築して、迅速な経営判断のための確実な情報収集体制を構築していく所存であります。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,789,800
計	15,789,800

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,767,268	5,767,268	ジャスダック証券取引所	単元株式数100株
計	5,767,268	5,767,268	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年6月25日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,330
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	133,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	574
新株予約権の行使期間	自平成22年8月1日 至平成26年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 574 資本組入額 287
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社または当社子会社の取締役、 監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有して いることを要する。ただし、任期満了による退任、定年また は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があ ると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社 と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契 約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-

	<p>第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、次の算式により調整されるものとする。調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$ <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を調整した額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成22年8月1日または組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、平成26年7月31日までとする。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>一 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>二 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記一記載の資本金等増加限度額から一に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の取得の事由及び条件</p> <p>一 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>二 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合または権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>三 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。</p>

( 3 ) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

( 4 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	-	5,767,268	-	2,323,105	-	2,984,214

( 5 ) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 63,800	-	単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,702,800	57,028	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 668	-	-
発行済株式総数	5,767,268	-	-
総株主の議決権	-	57,028	-

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社東京カソード研究所	東京都板橋区板橋1-10-14	63,800	-	63,800	1.11
計	-	63,800	-	63,800	1.11

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	587	696	675	574	544	460	422	248	230
最低（円）	518	572	570	514	423	399	199	205	166

（注）最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、公認会計士桜友共同事務所所属の公認会計士西山隆司氏及び同井口勝氏による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,517,181	1,618,968
受取手形及び売掛金	3 2,814,341	6,690,001
有価証券	10,583	10,550
商品	73,137	126,192
製品	1,018,588	987,996
原材料	1,308,884	1,108,455
仕掛品	822,480	480,581
貯蔵品	29,876	31,142
未収入金	1,828,469	370,385
その他	568,674	518,875
貸倒引当金	31,449	19,995
流動資産合計	9,960,768	11,923,154
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,040,698	3,044,312
減価償却累計額	1,723,353	1,667,305
建物及び構築物(純額)	1,317,344	1,377,006
機械装置及び運搬具	3,036,966	3,130,440
減価償却累計額	2,167,551	2,058,381
機械装置及び運搬具(純額)	869,415	1,072,058
工具、器具及び備品	1,597,565	1,597,793
減価償却累計額	1,344,979	1,294,714
工具、器具及び備品(純額)	252,585	303,079
土地	1,089,274	1,093,288
有形固定資産合計	3,528,619	3,845,432
無形固定資産		
のれん	34,922	72,928
その他	18,757	207,871
無形固定資産合計	53,680	280,799
投資その他の資産	1 1,466,528	1,899,456
固定資産合計	5,048,827	6,025,688
資産合計	15,009,596	17,948,843

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 2,621,152	3,540,031
短期借入金	2 2,891,730	2,644,580
未払金	265,032	402,536
未払法人税等	14,041	237,053
賞与引当金	111,874	209,244
その他	285,216	733,373
流動負債合計	6,189,047	7,766,819
固定負債		
長期借入金	2 1,139,420	828,450
退職給付引当金	553,864	533,131
負ののれん	74,795	99,385
その他	163,462	32,060
固定負債合計	1,931,543	1,493,027
負債合計	8,120,590	9,259,847
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,323,105	2,323,105
資本剰余金	2,984,214	2,984,214
利益剰余金	1,658,973	3,389,717
自己株式	72,532	72,532
株主資本合計	6,893,760	8,624,504
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,119	29,834
為替換算調整勘定	15,465	34,656
評価・換算差額等合計	7,345	64,491
新株予約権	2,591	-
純資産合計	6,889,005	8,688,995
負債純資産合計	15,009,596	17,948,843

( 2 ) 【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

( 単位：千円 )

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	9,942,507
売上原価	7,605,300
売上総利益	2,337,207
販売費及び一般管理費	2,884,426
営業損失 ( )	547,219
営業外収益	
受取利息	3,479
受取配当金	2,049
負ののれん償却額	2,616
その他	47,228
営業外収益合計	55,373
営業外費用	
支払利息	39,058
為替差損	49,988
持分法による投資損失	24,969
シンジケートローン手数料	10,898
その他	8,473
営業外費用合計	133,388
経常損失 ( )	625,233
特別利益	
固定資産売却益	443
投資有価証券売却益	1,925
特別利益合計	2,368
特別損失	
固定資産売却損	8,799
固定資産除却損	30,993
無形固定資産除却損	184,457
投資有価証券評価損	45,490
関係会社株式評価損	32,601
その他	4,684
特別損失合計	307,026
税金等調整前四半期純損失 ( )	929,891
法人税、住民税及び事業税	40,011
法人税等調整額	646,771
法人税等合計	686,783
四半期純損失 ( )	1,616,675

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	2,633,681
売上原価	2,048,590
売上総利益	585,090
販売費及び一般管理費	1,007,108
営業損失( )	422,017
営業外収益	
受取利息	1,054
受取配当金	813
負ののれん償却額	872
受取保険金	10,000
その他	4,565
営業外収益合計	17,305
営業外費用	
支払利息	13,945
為替差損	16,942
持分法による投資損失	7,306
シンジケートローン手数料	1,890
その他	267
営業外費用合計	40,352
経常損失( )	445,065
特別損失	
固定資産除却損	13,857
無形固定資産除却損	184,457
投資有価証券評価損	30,328
関係会社株式評価損	32,601
特別損失合計	261,245
税金等調整前四半期純損失( )	706,310
法人税、住民税及び事業税	42,010
法人税等調整額	736,848
法人税等合計	694,838
四半期純損失( )	1,401,149

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純損失( )	929,891
減価償却費	425,790
持分法による投資損益( は益)	24,969
投資有価証券評価損益( は益)	45,490
関係会社株式評価損	32,601
退職給付引当金の増減額( は減少)	20,733
賞与引当金の増減額( は減少)	97,369
受取利息及び受取配当金	5,529
支払利息	39,058
投資有価証券売却損益( は益)	1,925
有形固定資産除却損	30,993
無形固定資産除却損	184,457
売上債権の増減額( は増加)	3,778,210
未収入金の増減額( は増加)	1,463,948
たな卸資産の増減額( は増加)	532,735
その他の流動資産の増減額( は増加)	63,704
その他の固定資産の増減額( は増加)	35,214
仕入債務の増減額( は減少)	995,945
その他の流動負債の増減額( は減少)	75,484
その他	97,284
小計	699,239
利息及び配当金の受取額	11,418
利息の支払額	34,537
法人税等の支払額	340,131
営業活動によるキャッシュ・フロー	335,988
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の預入による支出	33,030
定期預金の払戻による収入	23,021
有形固定資産の取得による支出	177,738
有形固定資産の売却による収入	22,371
無形固定資産の取得による支出	418
投資有価証券の取得による支出	45,692
投資有価証券の売却による収入	4,211
その他	106,830
投資活動によるキャッシュ・フロー	314,106
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額( は減少)	70,000
長期借入れによる収入	750,000
長期借入金の返済による支出	261,880
社債の償還による支出	528,000
配当金の支払額	114,069
財務活動によるキャッシュ・フロー	83,949
現金及び現金同等物に係る換算差額	31,679
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	93,746
現金及び現金同等物の期首残高	1,590,084
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,496,337

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
会計処理基準に関する事項 の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産 については、従来、主として月別総平均法 による原価法および個別法による原価法 によっておりましたが、第1四半期連結 会計期間より「棚卸資産の評価に関する 会計基準」(企業会計基準第9号 平成 18年7月5日)が適用されたことに伴 い、主として月別総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低 下に基づく簿価切下げの方法)および個 別法による原価法(貸借対照表価額につ いては収益性の低下に基づく簿価切下げ の方法)により算定しております。</p> <p>なお、これによる影響はありません。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子 会社の会計処理に関する当面の取扱い」 の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「連結財 務諸表作成における在外子会社の会計処 理に関する当面の取扱い」(実務対応報 告第18号 平成18年5月17日)を適用し ております。</p> <p>これに伴う営業損失、経常損失及び税金 等調整前四半期純損失に与える影響は軽 微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. たな卸資産の評価方法	当第3四半期会計期間末におけるたな卸高の算出に関して、実地たな卸を省略し、前連結会計年度に係る実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却費は、固定資産の年間減価償却額を期間按分することにより計上しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
<p>(有形固定資産の耐用年数の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、減価償却資産の耐用年数等に関する平成20年度法人税の改正を契機として、第2四半期連結会計期間より、機械装置について耐用年数の見直しを行っております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失は、それぞれ45,132千円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 68,669千円</p>	<p>1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 191,600千円</p>
<p>2 財務制限条項</p> <p>(1)平成19年1月26日締結のタームローン契約(平成20年12月31日現在借入金残高750,000千円)には、下記の財務制限条項が付されております。</p> <p>各年度の本・中間決算期の末日における連結及び単体の貸借対照表の純資産の部の金額を、当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期の末日または、平成19年3月決算期末日における連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の80%以上に維持すること。</p> <p>各決算期末日における連結及び単体の損益計算書における経常損益をそれぞれ二期連続で損失としないこと。</p> <p>(2)平成19年7月26日締結のリボルビング・クレジット・ファシリティ契約(平成20年12月31日現在借入金残高1,700,000千円)には、下記の財務制限条項が付されております。</p> <p>各年度の本・中間決算期の末日における連結及び単体の貸借対照表の純資産の部の合計金額を、平成19年3月決算期末日における連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額の80%以上に相当する金額、または直近の本・中間決算期の末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の80%に相当する金額のうち、いずれか大きい方の金額以上に維持すること。</p> <p>各決算期末日における連結及び単体の損益計算書における経常損益をそれぞれ二期連続で損失としないこと。</p>	<p>2</p>
<p>3 四半期連結会計期間末日満期手形</p> <p>四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当第3四半期連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が第3四半期連結会計期間末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 55,524千円 支払手形 6,972千円</p>	<p>3</p>

( 四半期連結損益計算書関係 )

当第3四半期連結累計期間 ( 自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日 )	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。	
給与手当・賞与	806,035千円
退職給付引当金繰入額	38,172
貸倒引当金繰入額	74,897
研究開発費	515,885

当第3四半期連結会計期間 ( 自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日 )	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。	
給与手当・賞与	285,846千円
退職給付引当金繰入額	12,766
貸倒引当金繰入額	75,893
研究開発費	203,287

( 四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係 )

当第3四半期連結累計期間 ( 自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日 )	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 ( 平成20年12月31日現在 )	
現金及び預金勘定	1,517,181千円
有価証券勘定のうちMMF	10,583
預入期間が3か月を超える定 期預金	31,427
現金及び現金同等物	<u>1,496,337</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,767千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 63千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社2,591千円

4. 配当に関する事項

配当金の支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	85,551	15	平成20年3月31日	平成20年6月26日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

	電子部品事業 (千円)	プローブ カード事業 (千円)	A T E 事業 (千円)	O V I S 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対す る売上高	645,381	1,084,579	887,515	16,205	2,633,681	-	2,633,681
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	645,381	1,084,579	887,515	16,205	2,633,681	-	2,633,681
営業利益又は損失 ( )	196,080	54,247	134,500	97,987	213,815	208,202	422,017

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

	電子部品事業 (千円)	プローブ カード事業 (千円)	A T E 事業 (千円)	O V I S 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対す る売上高	3,968,660	3,610,839	1,638,588	724,418	9,942,507	-	9,942,507
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	3,968,660	3,610,839	1,638,588	724,418	9,942,507	-	9,942,507
営業利益又は損失 ( )	236,116	105,978	59,178	101,835	87,481	634,700	547,219

(注) 1. 事業区分の方法および各区分に属する主要な製・商品の変更

事業区分の方法については、従来、事業の種類、性質、製造方法等の観点から「電子部品事業」、「プローブカード事業」、「装置事業」の3事業としておりましたが、第1四半期連結会計期間より、「電子部品事業」、「プローブカード事業」、「A T E 事業」、「O V I S 事業」の4事業に変更いたしました。この変更は、従来の「装置事業」において提供する製品およびサービス提供を、より事業の実態に反映させるため、その内容区分の見直しを行った結果によるものであります。この変更による影響はありません。

また、各区分に属する主要な製・商品の変更については、従来の「装置事業」として含めておりましたV I S I O N 関連装置等を「O V I S 事業」として分離しております。

2. 各区分に属する主要な製・商品

事業区分	主要製品
電子部品事業	電子管用部品(カソード、ヒーター)、蒸着用素子、C R T 用部品、L C D 表示用部品、C C F L 用モリブデン電極、インプランテーション加工部品、エッチャー用アルミパーツ、シリコン電極等
プローブカード事業	I C 用プローブカード、液晶駆動I C 用プローブカード、垂直型プローブカード、O C プローブ、プローブピン等
A T E 事業	液晶基板用検査装置、P D P 用検査装置、低温p-S i T F T 液晶パネル用検査装置、V I C プローブ等
O V I S 事業	V I S I O N 関連装置等

3. 追加情報

「追加情報」に記載のとおり、第2四半期連結会計期間より、機械装置の耐用年数を変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の電子部品事業の営業利益が12,543千円減少、プローブカード事業の営業損失が7,143千円増加、A T E 事業の営業利益が24,839千円減少、O V I S 事業の営業損失が605千円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	日本 (千円)	アジア (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	2,398,159	235,521	2,633,681	-	2,633,681
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	49,344	26,492	75,837	75,837	-
計	2,447,504	262,013	2,709,518	75,837	2,633,681
営業利益又は損失（ ）	215,251	7,415	207,835	214,182	422,017

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	日本 (千円)	アジア (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	9,045,047	897,460	9,942,507	-	9,942,507
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	197,778	112,985	310,764	310,764	-
計	9,242,825	1,010,446	10,253,271	310,764	9,942,507
営業利益又は損失（ ）	32,962	90,755	123,717	670,936	547,219

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。  
2. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。  
    アジア.....韓国・中国・香港・台湾・シンガポール  
3. 追加情報

「追加情報」に記載のとおり、第2四半期連結会計期間より、機械装置の耐用年数を変更しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の日本の営業利益が45,132千円減少しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	アジア	その他	計
海外売上高（千円）	319,222	8,332	327,555
連結売上高（千円）			2,633,681
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	12.1	0.3	12.4

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	アジア	その他	計
海外売上高（千円）	1,734,309	67,727	1,802,037
連結売上高（千円）			9,942,507
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	17.4	0.7	18.1

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2．各区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) アジア.....韓国・中国・香港・台湾・シンガポール・インド・マレーシア・フィリピン・タイ
- (2) その他.....アメリカ

3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

1. ストック・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

(当第3四半期連結財務諸表への影響額に重要性があるもの)

売上原価 638千円

販売費及び一般管理費 912千円

2. 当第3四半期連結会計期間におけるストック・オプションの条件変更

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,207.41円	1株当たり純資産額 1,523.46円

## 2. 1株当たり四半期純損失金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 283.46円	1株当たり四半期純損失金額 245.67円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失(千円)	1,616,675	1,401,149
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	1,616,675	1,401,149
期中平均株式数(千株)	5,703	5,703
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成20年6月25日定時株主総会決議による新株予約権。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	平成20年6月25日定時株主総会決議による新株予約権。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社東京カソード研究所

取締役会 御中

公認会計士 桜友共同事務所

公認会計士 西山 隆司 印

公認会計士 井口 勝 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京カソード研究所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京カソード研究所及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。